時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

月曜日、大祭祝日の翌日幷に歲末年首等他の新聞紙休刊の日のみに時事新報の配達は一ヶ月前金八錢なり但し郵便配達の地方は此外一枚に付一錢を申受く

時事新報廣告料前金

| 一行廿四字詰五號活字ニテ | 一行ニ付一日限 | 一行ニ付二日以上六日迄 | 一行ニ付七日以上十五日迄 | 一行ニ付十六日以上 |
|---|---|---|---|---|
| 自一行至十行 | 十錢 | 八錢 | 七錢二厘 | 六錢八厘 |
| 自十一行至卅行 | 九錢 | 七錢 | 六錢三厘 | 五錢九厘五毛 |
| 三十一行以上 | 八錢 | 六錢五厘 | 五錢八厘五毛 | 五錢五厘 |

## 時事新報

### 雇佛人歸國の風說

近日來道路に傳ふる所を聞くに佛國にては今回同國士官にして我が陸軍省に傭聘され居るものを歸國せしめんとの事に一決して彌々來る廿七八日頃には横濱を解纜して歸途に就く向もあるべしと云ふ其由緣を尋るに當初日本にて兵制改革の際は正に佛帝第三世ナポレオンの盛時にして毎事佛國の指南を受け其國人の濃き好意に預りしものが近來は何故にや一切萬事獨逸に則とるの風となり兵制に至ても今や獨式は漸く佛式を淩駕せんとして自然兩國よりの雇士官に勢力盈虛の姿を生じ只さへ慊からざるに況して佛獨の關係は仇讐相容れざるの間柄にして內實面白からずと云ひ又表向きには日本の兵制が漸く獨逸式に近づきたるからには日本に雇はれたる佛士官も其獨逸式の下に運動せざるを得ずなりとは佛國軍人の本色に於て相濟まずなどゝして扱こそ右の如き次第に及びたるとならんと云ふ者あり固より道路の風說にして其實果して然るや否やは容易に信を措く可らず世間には之につき前後の方便など種々苦慮する者あるよしなれども若しも事實左るとの有らんには我輩は猶豫なく之を解雇せんとを望むものなり啻に佛士官のみに限らず都て外國人を傭ふて事實に不用なるか又は面倒なる事情ある者は其本國の何國たるに論なく同樣の處分を施す可きのみ元來我國にて外國人を傭聘する其方法は多年我輩の意に滿ざる所にして海軍は英を師とし陸軍は佛を範とし醫術は獨逸に依るの風を成し而して此三國は歐洲中にても夙に強大と稱せらるゝものなれば日本にて兵事醫事の改良に付き偶ま此三強國人に依賴したるは事の內實の如何に拘はらず外面より一見すれば強國なるが故に特に之に依賴したるの嫌疑なきを得ず之を喩へば男子が權門の娘と結婚したるが如し內實は雙方の情相通じて夫婦なりしことなるも世間より見て此婚姻は權門の勢力に依て成りしものなりとの推測なきを期す可らず浮世の人言も亦面倒なりと云ふ可し例へば我海軍に英國を學ぶは英の海軍が世界隨一たるが故なりと云へば十分の理由なれども始め和蘭を師として日本の航海術を開きしものが時勢の變遷と共に何時しか其舊師を離緣して今は我海軍に蘭人の影をも見ざるが如き少しく奇妙にして世間に對し全く嫌疑なしと云ふ可らず左れば佛帝の沒落以來近年に至り我陸軍に漸く佛式を疎んじて他の百般の事例と共に漸く獨逸に模倣したるは其實、事の要用に出でたることならんなれども之が爲めに端なく意外の嫌疑を惹くるも亦是れ防ぐに由なき次第なるべし畢竟外人を雇入るゝは唯その技藝を利用せんが爲めのみ苟めにも強國の臣民を聘して竊に歡心を買はんとするが如きは謂はれなきの甚だしきものなれば從來の內實は決して斯る卑劣の趣意には非ざるにもせよ今後外人を傭聘するには決して其國の強弱を標準とせざるのみか成るべく此等の嫌疑をも避けて唯その技藝の優劣と給料の高低とを斟酌し廉價に事を辨ずるの方針を定むるこそ獨立國の事なれ故に今回佛國士官の去るは毫も憂るに足らず佛人にても獨人にても將た英人にても之を雇ふて之を使用するは我國の便利を謀るまでのみとなれば雇はれ人の私の利害又その本國の都合は此方の知る所に非ず苟も解傭して差支なき限りは先方の言を聽くに及ばず傭主より暇遣す可きのみ思ふに此種の類例は今回の佛士官のみならず獨逸その他の國々より傭入れて今日の實際に不用なる人物も隨分少なからざることならん彌々不用となるからには假令へ其傭期限の半にして給料をば空しく附與するも苦しからず斷然一時に歸國せしめて日本國の事は日本國人にて處理し眞實外國人の助力を要する部分にのみ傭聘の事を行ふ可し情實の爲めに官吏の數の多きは既に我政府の苦しむ所なり然るに今この內國の情實に加ふるに外國交際の情實を以てして不用の外國人を傭ふが如きは吾々人民の堪へざる所なり

## 官報

○內務省訓令第一號　　廳府縣　集治監　假留監

看守押丁ニシテ左ノ各項ニ該當スル者ハ明治二十一年十月內務省訓令第二十一號警察賞與規則ニ據リ功勞ノ適度ニ應シ金十五圓以下ヲ賞與スヘシ

明治廿二年一月十一日　內務大臣伯爵松方正義

一　反獄ヲ鎭制スルニ當テ其功勞著シキ者
二　自己ノ監守ニ非ラサル在監人ニシテ逃走スル者ヲ捕獲シ其功勞著シキ者
三　監獄內ノ水火風災及ヒ流行病ニ付其功勞著シキ者
四　自己ノ危難ヲ顧ミス在監人ノ性命ヲ救援シタル者

○辭令

大藏書記官　宍戸昌
總務局文書課長兼傳票課勤務ヲ命ス

大藏書記官　青木成一
總務局文書課長兼務差免シ同課兼務ヲ命ス

大藏省主計官　薄井佳久
出納局配賦課長ヲ命ス

試補　竹村欽次郎
出納局配賦課長心得ヲ免ス

大藏省主税官　金子彌平
非職ヲ命ス(以上一月九日大藏省)

○神苑會恩賜　三重縣有志者神苑會なるものを組織し神宮々域外に於て神苑開設に從事する趣聞食され去月二十七日金一萬圓下賜相成り且つ同縣に於て之を管理し開設費に充つべき旨宮內省より達せられたるに依り同縣に於ては其旨所轄郡役所をして該會に通達せしめたり(三重縣)

○白銅貨幣採用の決定　去月十五日刊行の桑港每週ルフランコ　カリフォルニアンに同六日巴里發の電報を記して政府は白銅貨幣を以て從來の銅貨幣に換用することゝ決定せり但し其模型は多分支那貨幣の如く中央に孔を穿つべしとあり又昨年十一月刊行の佛國リリユストラシヨンに據るに白銅貨幣鑄造の議に付きては議院中種々の議論起りて或は其舊制を改むるを非とし或は其一法銀貨と色及大さを同じくするを以て之を誤認せんことを恐るゝ者あり事情斯の如くなるを以て議論久しく決せざりしが代議士ミシユレン氏の主張せる說は大に勢力を占めたるものゝ如し今左に其要領を抄譯して參考に資す

ミシユレン氏の說は甚だ簡單なるものにして唯白銅貨幣の中央に孔を穿ち以て一法銀貨との混同を避くるに在り而して氏は徒に舊制を株守することを欲せず現に交趾支那及東京に行はるゝ所の佛國貨幣を示して其便益を說けり氏の主張する有孔貨幣は其大さ及厚さとも總て瑞西の白銅貨幣に同じく而して其形刻模樣の如きは假に其模型を示すと雖も其撰擇は之を造幣局吏員に任せり新制の白銅貨幣は二十參、十參及五參の三種と爲し二十參の貨幣は純粹の白銅を用ひ直徑二十一ミリメートル(凡そ六分九厘三毛)重量三瓦六零とす十參及五參の貨幣は銅四分の三、白銅四分の一より混成し甲は直徑十九ミリメートル(凡そ六分二厘七毛)重量二瓦八零とし乙は直徑十七ミリメートル(凡そ五分六厘一毛)重量一瓦八零とす以上三貨幣を合すれば其價格三十五參にして其重量八瓦なり即ち其三百枚は價格三十五法、重量八百瓦にして之を造幣局の發議する所に比すれば價格重量とも全く其半を減せり要するに有孔貨幣の利益たる第一容積重量を減じ第二鑄造用の金屬を節し第三銀貨幣との誤認を避くるを得べし此他計算取扱上に輕便なるを以て繁雜なる事務所就中鐵道馬車會社の如きは其利を享くること一層大なるべし

## 雜報

○華族にして上院議員となるべき人員は爵の等級に應じて差異ある由嘗て記載せしが今又聞く處に依れば公侯の二爵は殘らず出席し伯爵は三十名子爵は二十名男爵は十名夫れ〳〵同爵中の公撰を以て議員に選擧さるゝ都合なりと云ふ

○寺見事務官　浦鹽斯德港駐在の寺見事務官は來春早々歸朝の上他に轉任するならんとの噂あり尤も昨年同氏が一時歸國せし節同港在留の日本人は最早や赴任せざるべしと思惟し只管敬慕の情に堪へざりしが再び十月に至り歸任したるより滯留日本人は始て安堵の思ひありし併し昨今は又々榮轉の風說頻なり其後任は誰なるか同氏が歸朝を惜むと同時に新任事務官其人を得んとは深く吾々の希望する處なりそも寺見氏は當港赴任以來既に八年の星霜を經て最初より本邦人を保護せると叮嚀反覆到らざるはなし目下居留本邦人中外商と肩を並ぶるものあるは實に同氏の交際廣くして交誼の厚きに由るものなり爾後彌々サイベリヤ鐵道も通じて日本の貿易は漸く內地に及ばんとするの望みあるに際し同氏の轉任は吾々に取りて如何計の不幸なるや知るべからずと同港居留日本商人より昨年十二月出の通信に見えたり

○砲臺建設着手　昨年中測量を終りたる淡路國由良港へ建設すべき砲臺の工事は來る四月頃より着手の都合なりと

○浦鹽斯德港知事　現任浦鹽斯德港知事海軍少將エルモラーヘフ氏は豫て轉任の噂ありたるが彌々浦鹽斯德軍務司令官に轉じ目下ヘ、ロフカ府に在職せる技術長セチラール　ウルテルベルゲル氏代て知事と爲り又陸軍守兵長にはセチラール　アッ[illegible]マン氏が轉任し今春早々夫々赴任あるべしと云ふ從來同港知事は東洋諸港軍務司令官の肩書もあり常時砲臺長をも兼務せしが一昨年來東洋兵制上多少改革ありてより各分任の姿と爲り艦隊司令長官海軍中將シミット氏が太平洋諸港軍務司令官の名義を帶ぶるに至りしも全く知事の一責任を分掌したるものなるよし

○小石川區の家屋增加　近來府下山ノ手に於ては家屋を新築するもの漸次增加せりとの事なり今小石川區役所の調査に依れば明治十五年には社寺堂宇等地方税を課せられざるものを除きて同區內建物の坪數八萬八千八坪なりしに爾後年々に家屋の新造ありて昨廿一年に至りては十一萬九千七十五坪の總數に達しこれを去る

十五年の建坪
り即ち既往
りと云へり
○內閣文庫
移轉の筈な
り暫くは從
○願伺數總
まで取扱ふ
二十件伺書
一件ありし
○大日本美
丁目に設立
美術を振起
すべき目的
毎月一回宛
○紀念賞牌
紀念賞牌授
金、銀、銅三
二名、銀牌四
○東京八類
例會を帝國
馬ヶ嶽ノ古
邦(兩筑に於
○淨土教報
人の間に配
と云へる雜
を發刊し爾
久井町來迎
○秋田青年
て青年の元
田青年會を
臘廿九、卅
大久保鐵作
ありしとい
○宮城倶樂
其他有志者
宮城倶樂部
七日其開場式
副會長は尾
○彫工會
に着手した
工したるを
隊列して衆
○農會小集
日本農會小
睪丸截去を
(志岐守秋)
豫防の注意
(澤野淳)あ
○ヒリツピ
花の耕作大
と云ひ氣候
して利する
る處棉花を
ひときは其
の輸入を仰
○日淸兩國
桑港へ輸

生儀旅行候處昨八日歸宅候ニ付從前ノ通リ治療ス
一月九日
京橋區南鍋町一丁目四番地
齒科醫士　小幡英之助

九州鐵道會社廣告

小生昨今差掛リ[illegible]用事出來極テ繁忙鐵路車中東奔西走寸隙ヲ得ズ爲メニ歲末年始之常禮ヲ缺キ候此段辱知諸君ニ謹謝仕候也
明治二十一年十二月二十九日
東三條公恭

書籍幷版權賣却ノ廣告
新式戸外遊戯術及版權ニ至急賣却ス望ノ人ハ麴町有樂町二丁目二番地春日方瀬戸ヘ來談アレ

社許可
小石川江戸川町一番
文學、理學